

○生活訓練サービス費

基本部分	
イ 生活訓練サービス費(Ⅰ)	(1) 定員20人以下 (744単位) (2) 定員21人以上40人以下 (664単位) (3) 定員41人以上60人以下 (631単位) (4) 定員61人以上80人以下 (606単位) (5) 定員81人以上 (570単位)
ロ 生活訓練サービス費(Ⅱ)	(1) 1時間未満 (248単位) (2) 1時間以上 (570単位) (3) 視覚障害者に対する専門的訓練 (732単位)
ホ 共生型生活訓練サービス費	(661単位)
ヘ 基準該当生活訓練サービス費	(661単位)

注
地方公共団体が設置する指定自立訓練(機能訓練)事業所又は指定障害者支援施設の

×965/1,000

×965/1,000

注	注	注	注
利用者の数 が利用定員 を超える場 合又は 生活支援員又 は地域移行支 援員の員数が 基準を満たさ ない場合	サービス管理 責任者の員数 が基準を満た さない場合	自立訓練 (生活訓練) 計画等が作 成されていない場合	標準利用期 間超過減算
×70/100	減算が適用さ れる月から2月 目まで ×70/100 3月以上連続し て減算の場合 ×50/100	減算が適用さ れる月から4月 目まで ×70/100 5月以上連続し て減算の場合 ×50/100	×95/100
×70/100		3月以上連続 して減算の場 合 ×50/100	利用者全員 について、1 日につき5 単位を減算
			特別地域加 算
			1日につき58 単位を加算
			+15/100

福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1日につき19単位を加算) ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1日につき10単位を加算) ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) (1日につき6単位を加算)
-------------	--

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	(1日につき41単位を加算)
------------------	----------------

初期加算	(利用開始日から30日を限度として、1日につき30単位を加算)
------	---------------------------------

欠席時対応加算(月4回を限度)	(1回につき94単位を加算)
-----------------	----------------

医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ) (1日につき500単位を加算) ロ 医療連携体制加算(Ⅱ) (1日につき250単位を加算) ハ 医療連携体制加算(Ⅲ) (1日につき500単位を加算) ニ 医療連携体制加算(Ⅳ) (1日につき100単位を加算)
----------	--

個別計画訓練支援加算	(1日につき19単位を加算)
------------	----------------

短期滞在加算	イ 短期滞在加算(Ⅰ) (1日につき180単位を加算) ロ 短期滞在加算(Ⅱ) (1日につき115単位を加算)
--------	--

精神障害者退院支援施設加算	イ 精神障害者退院支援施設加算(Ⅰ) (1日につき180単位を加算) ロ 精神障害者退院支援施設加算(Ⅱ) (1日につき115単位を加算)
---------------	--

利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1回につき150単位を加算)
----------------------	-----------------

食事提供体制加算	イ 食事提供体制加算(Ⅰ) (1日につき48単位を加算) ロ 食事提供体制加算(Ⅱ) (1日につき30単位を加算)
----------	--

看護職員配置加算(Ⅰ)	(1日につき18単位を加算)
-------------	----------------

送迎加算	イ 送迎加算(Ⅰ) (片道につき21単位を加算) ロ 送迎加算(Ⅱ) (片道につき10単位を加算)
------	--

注 同一敷地内の場合 ×70/100単位

障害福祉サービスの体験利用支援加算	イ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ) (1日につき500単位を加算) ロ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ) (1日につき250単位を加算)
-------------------	--

注 地域生活支援拠点等の場合 +60単位

社会生活支援特別加算	(1日につき460単位を加算)
------------	-----------------

就労移行支援体制加算	イ 定員20人以下 (1日につき54単位を加算) ロ 定員21人以上40人以下 (1日につき24単位を加算) ハ 定員41人以上60人以下 (1日につき13単位を加算) ニ 定員61人以上80人以下 (1日につき9単位を加算) ホ 定員81人以上 (1日につき7単位を加算)
------------	---

注1 前年度において、自立訓練(生活訓練)等を受けた後就労し、6月以上就労継続している者が1名以上いる場合、所定単位数にその前年度実績の人数を乗じた単位数を加算
注2 前年度実績には就労継続支援A型事業所への移行は除く

福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×57/1,000) ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×41/1,000) ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×23/1,000) ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +ハの90/100) ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +ハの80/100)
---------------	---

注1 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計
注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することし、併給不可
注3 指定障害者支援施設において行った場合
イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×69/1,000)
ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×50/1,000)
ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×28/1,000)
ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +ハの90/100)
ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +ハの80/100)

福祉・介護職員処遇改善特別加算	(1月につき +所定単位×8/1,000)
-----------------	-----------------------

注1 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計
注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することし、併給不可
注3 指定障害者支援施設において行った場合 (1月につき +所定単位×9/1,000)